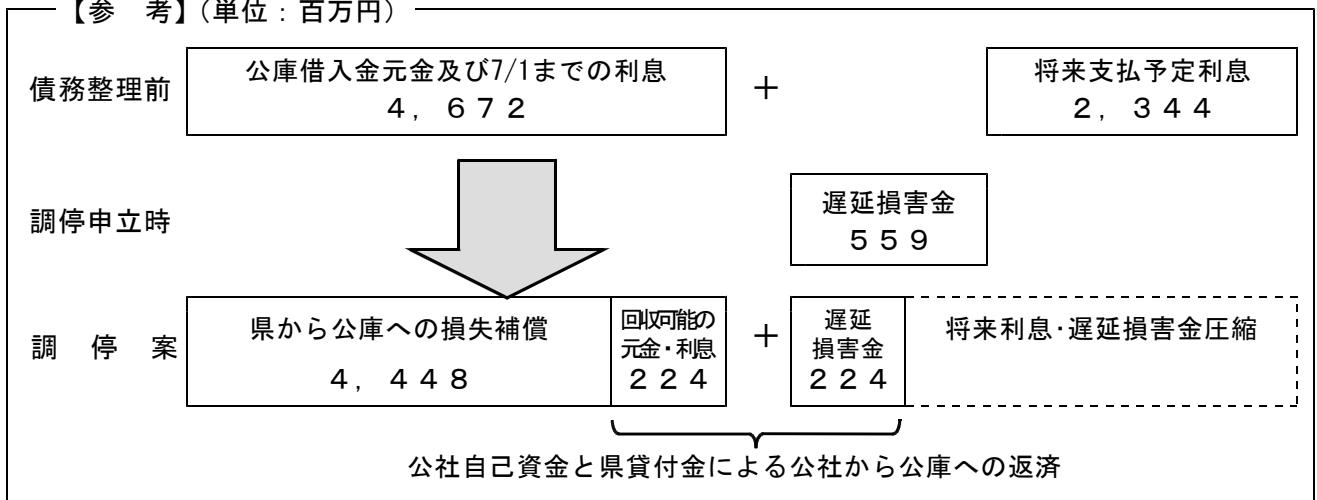


## 調停条項（要旨）

### 1 平成25年（特ノ）第20号事件（相手方：株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）、利害関係人：宮城県（以下、「県」という。））

- (1) 申立人（一般社団法人宮城県林業公社（以下、「公社」という。）、相手方（公庫）、利害関係人（県）は、借入金元金及び利息4,672,348,863円並びに年14.5パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認め、うち回収可能額が448,242,781円を超えないことを確認する。
- (2) 回収可能額のうち、207,390,573円については公社の自己資金にて、240,852,208円については県からの借入金にて捻出するものとする。
- (3) 公庫と県は、損失補償契約に基づく損失補償額が4,448,447,590円であることを確認する。
- (4) 県は、公庫に対し、前項の損失補償金を平成25年10月31日限り支払う。
- (5) 公庫は県に対し、損失補償金の支払いを受けたときは、本件損失補償契約に基づき、公社に対する債権の一切を譲渡する。

【参 考】（単位：百万円）



### 2 平成25年（特ノ）第21号事件（相手方：県）

- (1) 申立人（公社）は、相手方（県）に対し、借入金元金12,424,949,000円の支払義務があることを認め、うち回収可能額が585,215,097円を超えないことを確認する。
- (2) 県は、公社に対し、回収可能額を控除した11,839,733,903円の支払義務を免除する。
- (3) 県は、公社に対し、公庫を相手方とする調停案に基づき、240,852,208円を貸し付けるものとする。
- (4) 公社は、県に対し、借入金のうち回収可能額585,215,097円及び前項の借入金を平成56年3月31日までに返済するものとする。
- (5) 公社と県は、公庫を相手方とする調停案に基づき、公庫が公社に対し有していた貸金債権の一切が県に移転することを確認し、県は取得する債権の支払義務を免除する。